

公益社団法人大阪府産業資源循環協会

入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府産業資源循環協会（以下「本会」という）の入会及び退会に関し必要な事項を定め、本会が優良な産業廃棄物処理業者及び事業者により組織される団体として発展することを目的とする。

(入会)

第2条 本会定款（以下「定款」という）第6条の規定による申込みは、様式第1号によるもののほか、次の各号の区分に応じ、それぞれの書類を添付するものとする。

一	産業廃棄物処理業者（法人）	商業登記簿謄本 産業廃棄物処理業の許可証の写し 事業概要を示した書類
二	産業廃棄物処理業者（個人）	当該個人の身分を証する書類 産業廃棄物処理業の許可証の写し 事業概要を示した書類
三	第1号を除く法人	商業登記簿謄本 事業概要を示した書類
四	第2号を除く個人	当該個人の身分を証する書類 事業概要を示した書類

(組織広報委員会の権能)

第3条 様式第1号及び前条の規定による書類（以下「書類等」という）は、本会組織広報委員会（以下「委員会」という）が確認し、本会理事会（以下「理事会」という）に上程するための取りまとめを行うものとする。

2 前項において書類等に不備又は不明な点があったときは、委員会は入会の申込みを行った者を招致し、事情の説明及び必要な資料の提出を求めることができる。

(審査)

第4条 理事会は前条第1項の規定により上程された内容を、次の各号の基準に従って審査し、入会の承認に係る許否について決議するものとする。

- 書類等（前条第2項の規定による場合にあっては当該説明及び資料を含む、次号において同じ）に不実がないこと
- 書類等から本会の会員としてふさわしいと認められる者であること
- 過去に本会の会員であって定款第9条の規定により除名を受けた者である場合にあっては当該除名を受けた日から5年を経過していること

2 本会の長は、理事会において入会を承認したときは様式第2号により、承認しなかったときは様式第3号により、入会の申込みを行った者に対し速やかに通知しなければならない。

(会員の権利の発生)

第5条 本会の会員（以下「会員」という）の権利は、理事会において入会を承認された後、本会会費等に関する規程（以下「会費規程」という）第2条の規定による入会金及び第3条の規定による会費の納入をもって発生する。

(入会金及び会費の納入等)

第6条 様式第2号による通知を受けた者は、30日以内に前条の規定による入会金及び会費（当該通知を受けた月から9月又は翌年3月までに係る額）を本会所定の方法により一括して納入しなければならない。ただし会費規程第3条第2号の規定による会費にあつては、当該通知を受けた月から翌年3月までに係る月割りの額を納入するものとする。

2 本会の正会員は、前項の場合を除き、毎年4月から9月までに係る会費を当該年4月末日までに、毎年10月から翌年3月までに係る会費を当該年10月末日までに、本会所定の方法によりそれぞれ一括して納入しなければならない。

3 本会の賛助会員は、第1項の場合を除き、毎年4月から翌年3月までに係る会費を当該年4月末日までに本会所定の方法により納入しなければならない。

4 第1項から前項までの規定により納入された入会金及び会費については、これを返還しない。

(名簿等)

第7条 会員は、本会が作成する名簿及び本会がインターネット上で管理するウェブサイト（以下「名簿等」という）に掲載するものとする。

(変更届)

第8条 会員は、名簿等の掲載内容に変更が生じた場合にあつては速やかに本会の長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、様式第4号によるものとする。

(会費の滞納)

第9条 第6条第1項から第3項までの規定による入会金及び会費の納入がない会員があるときは、本会の長は当該会員に対し当該納入を促すとともに、会員としての継続の意思を確認するものとする。

(勸告)

第10条 本会の長は、次の各号のいずれかに至ったときは、理事会による決議を受けて

当該会員に対し様式第5号により退会を勧告することができる。

- 一 会員が定款第9条各号のいずれかに該当したとき
- 二 前条の規定により会員としての継続の意思を確認したにも係らず、なお会員により第6条第1項から第3項までの規定による入会金及び会費の納入がないとき

(退 会)

- 第11条 定款第8条の規定による退会届は、様式第6号によるものとする。
- 2 退会の日は、前項の規定による退会届を本会の長が受理した日とする。
 - 3 退会した者、定款第9条の規定により除名された者、定款第10条の規定により会員資格を喪失した者は、本会の機関誌において告示するものとする。

(会員の地位の承継)

- 第12条 会員が、他の法人等と合併したことにより、又は他の法人等により吸収されたことにより別の法人格となったときは、従前の地位は承継されない。
- 2 前項を除く会員の地位の承継については、適宜、理事会において決議するものとする。

(その他)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、必要な定めが生じたときは、本会の長がこれを定める。

附 則

この規程は、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会の設立登記のあった日から施行する。

平成30年6月8日 変更

第1条 本会の名称を変更

この規程は、本会の定時総会で決議した日（平成30年6月8日）から施行する。